

資料 1 - 1

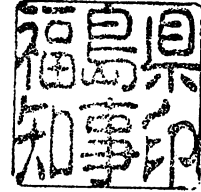
19 環 保 第 4352 号

平成 20 年 1 月 18 日



福島県環境審議会長 様

福島県知事



平成 20 年度水質測定計画について (諮問)

このことについて、水質汚濁防止法 (昭和 45 年法律第 138 号) 第 21 条第 1 項の規定に基づき、下記事項について貴審議会の意見を求めます。

記

1 諮問事項

平成 20 年度水質測定計画 (平成 20 年度公共用水域水質測定計画及び平成 20 年度地下水の水質測定計画) について

2 諮問理由

都道府県知事は、水質汚濁防止法 (以下「法」という。) 第 15 条において、公共用水域及び地下水の水質の汚濁の状況を常時監視しなければならないとされており、さらに法第 16 条第 1 項においては、毎年、公共用水域及び地下水の水質の測定に関する計画を作成するものとされている。

このため、本県における平成 20 年度の公共用水域及び地下水の水質測定計画を、別紙のとおり作成することについて、貴審議会の意見を求めるものである。

(別紙)

## 平成20年度水質測定計画策定にあたっての 基本的な考え方及び計画案の概要について

平成20年1月  
福島県生活環境部水環境グループ

### 1 平成20年度公共用水域水質測定計画について

(1) 測定地点 (別添計画案 3,4ページ)

原則的には、19年度の測定地点と同じとするが、福島市内の濁川(阿武隈川合流前)については、測定地点の妥当性を勘案し廃止する。

水域	平成19年度	平成20年度	増減
河川	94河川 (111水域) 146地点	94河川 (111水域) 145地点	△1
湖沼	16湖沼 (16水域) 30地点	16湖沼 (16水域) 30地点	0
海域	13海域 (13水域) 34地点	13海域 (13水域) 34地点	0
計	123河川等(140水域)210地点	123河川等(140水域)209地点	△1

(2) 水質測定項目 (別添計画案 5ページ)

ア 生活環境項目

19年度同様、水素イオン濃度(pH)等10項目について測定する。

イ 特殊項目

19年度同様、銅等5項目について測定する。

ウ 健康項目

19年度同様、カドミウム等26項目について測定する。

エ その他の項目

19年度同様、アンモニア性窒素等10項目について測定する。

(3) 測定頻度等 (別添計画案 12~41ページ)

「環境基本法に基づく環境基準の水域類型の指定及び水質汚濁防止法に基づく常時監視等の処理基準について」(平成13年環水企第92号環境省環境管理局水環境部長通知)及び「水質モニタリング方式効率化指針」(平成11年環水企第163号環境庁水質保全局長通知)並びに「河川水質調査要領(案)」(平成17年3月国土交通省河川局河川環境課)に基づき以下のとおり実施する。

ア 生活環境項目

19年度の測定頻度と同じとする。

イ 特殊項目

原則的には、19年度の測定頻度と同じとするが、郡山市内の五百川、逢瀬川、大滝根川の計4地点において、測定項目を追加する。

(1回から2回)(別添計画案 20~23ページ)

ウ 健康項目

原則的には、19年度の測定頻度と同じとするが、福島市内の濁川の1地点において測定項目を追加する。(0回から4回)

(別添計画案 18,19ページ)

また、郡山市内の逢瀬川流域の2地点において、流域の発生源の状況を踏まえ、セレンを測定項目に追加する。(0回から2回)

(別添計画案 20,21ページ)

さらに、郡山市内の五百川、逢瀬川各1地点において、重金属、有機塩素化合物等の測定頻度を1回から2回に増加する。

(別添計画案 20,21ページ)

エ その他の項目

原則的には、19年度の測定頻度と同じとするが、福島市内の濁川の1地点において、陰イオン界面活性剤を測定項目に追加する。

(0回から2回)(別添計画案 18,19ページ)

また、郡山市内の逢瀬川、亀田川、大滝根川、谷田川の計6地点において、陰イオン界面活性剤についてはこれまでの測定結果を踏まえ、測定頻度を4回から2回に削減する。(別添計画案 20~23ページ)

さらに、猪苗代湖の1地点において、プランクトンの測定頻度を4回から5回に増加する。(別添計画案 32,33ページ)

(4) その他の調査(別添計画案 42~44ページ)

ア 要監視項目の測定(別添計画案 42ページ)

19年度に引き続き、11河川14地点において要監視項目(クロロホルム等29項目)の測定を行い、知見の集積に努める。

イ トリハロメタン生成能の測定(別添計画案 43ページ)

19年度に引き続いて、13河川15地点において水道水源水域におけるトリハロメタン生成能の測定を行う。

ウ 猪苗代湖の補足調査(別添計画案 44ページ)

19年度に引き続いて、猪苗代湖及び裏磐梯湖沼水環境保全推進計画に基づく各種施策の進捗状況を把握するために、猪苗代湖岸周辺の1湖沼4地点においてCOD等の測定を行う。

19年度との変更箇所（公共用水域水質測定計画関係）

連番 号	河川 (測定地点)	内 容	理 由
58	濁川 (大森川合流前)	健康項目のうちアルキ ル水銀及びPCBを除く24 項目(注1) 0回→4回	濁川(阿武隈川合流前)の廃 止に伴い、当該地点で実施して いた健康項目等の項目を追加 する。
		その他の項目 (陰イオン界面活性剤) 0回→2回	
59	濁川 (阿武隈川合流前)	測定地点の廃止	流況の変化により、濁川が阿 武隈川に合流する地点と大森 川が濁川に合流する地点がほ ぼ同一となり、測定地点として 適当でないため。
67	五百川 (石筵川合流後)	健康項目及び特殊項目の うち22項目(注2) 1回→2回	測定回数の見直しのため。 (過去に環境基準や報告下限値 の超過はなし。)
70	逢瀬川 (馬場川合流点前)	健康項目(セレン) 0回→2回	流域に発生源があることか ら、項目を追加する。
		その他の項目 (陰イオン界面活性剤) 4回→2回	低濃度で値が推移している ため測定回数を見直す。
71	逢瀬川 (幕ノ内橋上流)	健康項目及び特殊項目の うち20項目(注3) 1回→2回	測定回数の見直しのため。 (過去に環境基準や報告下限値 の超過はなし。)
		健康項目(セレン) 0回→2回	上流域に発生源があること から、項目を追加する。
		その他の項目 (陰イオン界面活性剤) 4回→2回	低濃度で値が推移している ため測定回数を見直す。
72	逢瀬川 (阿武隈川合流前)	特殊項目 (フェノール類) 1回→2回	測定回数の見直しのため。 (過去に報告下限値の超過はな し。)
		その他の項目 (陰イオン界面活性剤) 4回→2回	低濃度で値が推移している ため測定回数を見直す。
75	亀田川 (逢瀬川合流前)	その他の項目 (陰イオン界面活性剤) 4回→2回	低濃度で値が推移している ため測定回数を見直す。
77	大滝根川 (阿武隈川合流前)	特殊項目 (フェノール類) 1回→2回	測定回数の見直しのため。 (過去に報告下限値の超過はな し。)
		その他の項目 (陰イオン界面活性剤) 4回→2回	低濃度で値が推移している ため測定回数を見直す。
78	谷田川 (谷田川橋)	その他の項目 (陰イオン界面活性剤) 4回→2回	低濃度で値が推移している ため測定回数を見直す。
153	猪苗代湖 (湖心)	その他の項目 (プランクトン) 4回→5回	水質の汚濁の進行が懸念さ れることから、測定回数を増や し監視を強化する。

※連番号は別添計画案12～41ページの表に対応。

(注1) 濁川(大森川合流前)で測定回数を追加する24項目

健康項目のうちアルキル水銀及びPCBを除く24項目(カドミウム、全シアン、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素、ほう素)

(注2) 五百川(石筵川合流後)で測定回数を追加する22項目

健康項目19項目(カドミウム、全シアン、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、アルキル水銀、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン、ベンゼン、セレン)、

特殊項目3項目(フェノール類、銅、クロム)

(注3) 逢瀬川(幕ノ内橋上流)で測定回数を追加する20項目

健康項目18項目(カドミウム、全シアン、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、アルキル水銀、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン、ベンゼン)、

特殊項目2項目(銅、クロム)

## 2 平成20年度地下水の水質測定計画について

### (1) 測定地点数等（別添計画案 69～72 ページ）

区分		測定地点数			測定項目数		
		H19	H20	増減	H19	H20	増減
概況調査	メッシュ	29	30	+1	725	750	+25
	有害物質使用等工場・事業場周辺	40	33	-7	242	208	-34
定期モニタリング調査		207	210	+3	1,136	1,108	-28
合計		276	273	-3	2,103	2,066	-37

### (2) 概況調査（メッシュ調査）（別添計画案 73,85 ページ）

#### ア 測定地点数

県内を概ね10km四方のメッシュに区分して、ローリング方式により5年程度のサイクルで全メッシュ（113地点）を調査する。

平成20年度は、29メッシュ30地点で調査を実施する。

#### イ 測定項目

地下水の水質汚濁に係る環境基準項目のうちアルキル水銀を除く25項目を調査対象項目とする。

### (3) 概況調査（有害物質使用等工場・事業場周辺調査）（別添計画案 74,86 ページ）

#### ア 測定地点数

有害物質を使用又は製造している工場・事業場の構内にある井戸又はその周辺の直近の井戸を選定して、平成20年度は33地点について調査を実施する。

#### イ 測定項目

環境基準項目のうち、測定井戸の周辺の状況等に応じて選定する。

(4) 定期モニタリング調査 (別添計画案 75~80, 87 ページ)

ア 測定地点数

平成元年度から平成19年度までに実施した調査の結果、汚染が認められた地区の井戸について調査を実施する。

定期モニタリング調査の前年度との相違点は、次のとおりである。

① 3年間連続して環境基準以下等のため調査井戸を整理したもの  
11地点

② 平成19年度の調査結果から新たに追加するもの  
14地点

③ 平成20年度の調査地点数  
(平成19年度地点数) (削減数) (追加地点数) (平成20年度地点数)  
207地点 - 11地点 + 14地点 = 210地点

イ 測定項目

汚染の認められた項目を基本として、測定井戸の周辺の状況等に応じて選定する。

(5) 汚染井戸周辺地区調査 (別添計画案 69~71 ページ)

平成20年度の上記(2)から(4)の調査の結果等により、新たに環境基準を超える汚染が判明した場合には、その汚染範囲を確認するために周辺井戸調査を行うこととしており、現時点では計上していない。